

通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1、事業の目的と運営方針

利用者の要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

サービス提供の経験、実績を生かし、利用者の生活の質の向上のために努めます。

ニーズを迅速かつ的確に把握し、おひとりおひとりにあったより良いサービスの提供を行います。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 事業所の概要

事業所名 社会福祉法人 翠生会 音羽台高齢者在宅サービスセンター
(指定番号 1371901560)

所在地 東京都板橋区成増4-33-1

電話番号 03-3939-0291

FAX 番号 03-3939-0344

サービスを提供する地域 板橋区 成増・赤塚・赤塚新町・三園・徳丸・四葉・
大門・高島平 (以外の地域はご相談ください)

法人営業施設

介護老人福祉施設	1ヶ所
居宅介護支援事業	1ヶ所
通所介護・第1号通所事業	1ヶ所
訪問介護・第1号訪問事業	1ヶ所
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業	2ヶ所
保育園	1ヶ所
学童保育	1ヶ所

(2) 事業所の職員体制

職 種	業務の内容	人員
管理者	事業所の統括管理をします	1名 (兼務可能)
生活相談員	生活上のご相談等にのります	1名以上
看護職員	健康状態の把握や相談にのります	1名以上
介護職員	活動全般の介助や相談にのります	7名以上 (常勤換算)
機能訓練指導員	機能維持向上のための指導をします	1名以上

(3) 設備の概要

機能訓練室、食堂、浴室（一般浴・介護浴・機械浴）、相談室、静養室、事務室
送迎車 3台

(4) 定員及び営業時間帯等

定員 35名
営業日 月曜日～土曜日（日曜日は定休日です）
営業時間帯 午前9時00分～午後6時00分
サービス提供時間 午前9時30分～午後5時30分

3、サービスの内容

(1) 送迎

送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
バス停方式およびドア to ドア方式で行います。

(2) 食事

おとしよりの嗜好に合わせた献立を栄養士がたて、厨房で作りたての食事・おやつを提供します。

(3) 相談

生活や健康上の心配事がありましたら、専門の職員がご相談にのります。
関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(4) アクティビティ

楽しく有意義に過ごして頂くために、手工芸やレクリエーション、体操、スポーツ等、四季折々の行事を行います。

4、サービス提供方法

- ①サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に資する内容を記した文章を交付し説明を行い同意を得た上で契約を締結します。
- ②利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえて、「居宅サービス計画」「介護予防サービス・支援計画」（以下、「居宅サービス計画」という）に沿って「通所介護計画」「第1号通所サービス計画」（以下、通所介護計画）という）を作成します。
- ③「通所介護計画」に基づき、計画的にサービスを提供します。
- ④適宜「通所介護計画」及び「提供サービス内容」についての評価をし、計画の変更等の対応を行いません。
- ⑤「通所介護計画」作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

5、利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 通所介護事業 介護報酬告示額

①介護保険利用料 基本料金

＜通常規模型通所介護、 8時間以上 9時間未満＞

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	7,292円	730円	1,459円	2,188円
要介護2	8,621円	863円	1,725円	2,587円
要介護3	9,973円	998円	1,995円	2,992円
要介護4	11,346円	1,135円	2,270円	3,404円
要介護5	12,731円	1,274円	2,547円	3,820円

＜通常規模型通所介護、 7時間以上 8時間未満＞

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	7,172円	718円	1,435円	2,152円
要介護2	8,469円	847円	1,694円	2,541円
要介護3	9,810円	981円	1,962円	2,943円
要介護4	11,150円	1,115円	2,230円	3,345円
要介護5	12,513円	1,252円	2,503円	3,754円

<通常規模型通所介護、 6時間以上 7時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	6,365円	637円	1,273円	1,910円
要介護2	7,510円	751円	1,502円	2,253円
要介護3	8,676円	868円	1,736円	2,603円
要介護4	9,820円	982円	1,964円	2,946円
要介護5	10,987円	1,099円	2,198円	3,297円

<通常規模型通所介護、 5時間以上 6時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	6,213円	622円	1,243円	1,864円
要介護2	7,335円	734円	1,467円	2,201円
要介護3	8,469円	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,592円	960円	1,919円	2,878円
要介護5	10,725円	1,073円	2,145円	3,218円

<通常規模型通所介護、 4時間以上 5時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	4,229円	423円	846円	1,269円
要介護2	4,839円	484円	968円	1,452円
要介護3	5,471円	548円	1,095円	1,642円
要介護4	6,104円	611円	1,221円	1,832円
要介護5	6,725円	673円	1,345円	2,018円

<通常規模型通所介護、 3時間以上 4時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
要介護1	4,033円	404円	807円	1,210円
要介護2	4,610円	461円	922円	1,383円
要介護3	5,221円	523円	1,045円	1,567円
要介護4	5,809円	581円	1,162円	1,743円
要介護5	6,409円	641円	1,282円	1,923円

* 2時間以上3時間未満のご利用の場合は「4時間以上5時間未満」の料金の70%

②介護保険利用料 加算料金

加算項目	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
入浴介助加算 (Ⅰ)	436円	44円	88円	131円
入浴介助加算 (Ⅱ)	599円	60円	120円	180円
中重度者ケア体制加算	490円	49円	98円	147円
サービス提供体制加算 (Ⅱ) (介護職員のうち介護福祉士 50%)	196円	20円	40円	59円
個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ	610円	61円	122円	183円
個別機能訓練加算 (Ⅰ) ロ	828円	83円	166円	249円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	218円	22円	44円	66円
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	218円	22円	44円	66円
送迎未実施減算 (片道)	△512円	△52円	△103円	△154円
加算項目	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
科学的介護推進体制加算	436円	44円	88円	131円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	327円	33円	66円	99円
ADL維持等加算 (Ⅱ)	654円	66円	131円	197円
＜令和6年4月～5月＞				
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位で算定			
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位で算定			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位で算定			
＜令和6年6月以降＞				
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位で算定			

*介護保険の支給限度額を超えてのご利用の場合は、原則として介護報酬の全額(10割)を頂きます。

(2) 予防通所サービス

①介護保険利用料 基本料金

利用区分	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
通所型サービス (Ⅰ)	19,598円	1,960円	3,920円	5,880円
通所型サービス (Ⅱ)	39,468円	3,947円	7,894円	11,841円

②介護保険利用料 加算料金

加算項目	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
サービス提供体制加算Ⅱ通所(Ⅰ) (介護職員のうち介護福祉士50%)	784円	79円	157円	236円
サービス提供体制加算Ⅱ通所(Ⅱ) (介護職員のうち介護福祉士50%)	1,569円	157円	314円	471円
科学的介護推進体制加算	436円	44円	88円	131円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	218円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算Ⅰ通所Ⅰ	1,220円	122円	244円	366円
介護職員処遇改善加算Ⅰ通所Ⅱ	2,354円	236円	471円	707円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ通所Ⅰ	250円	25円	50円	75円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ通所Ⅱ	479円	48円	96円	144円
介護職員等ベースアップ等支援加算通所Ⅰ	228円	23円	46円	69円
介護職員等ベースアップ等支援加算通所Ⅱ	436円	44円	88円	131円

*令和6年度介護報酬改定に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造」により、介護報酬告示額に変更が生じた場合、改めて重要事項説明書別紙にて、利用料金の変更について説明いたします。

(3) 介護保険給付対象外サービスの利用料

食費	700円(昼食600円、おやつ100円)
その他の日用品費(参加された場合)	書道(1回) 100円 手工芸(1作品) 100円~1000円
オムツ代(利用された場合)	尿取りパット 65円 紙オムツ 150円 リハビリパンツ 150円
洗濯・乾燥代(利用された場合)	100円
みつ星弁当[持ち帰り分](利用された場合)	495円

(4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止(お休み)する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ②ご利用日の前営業日午後5時以降のご連絡及びご連絡がなかった場合 450円
(食材費相当分)

(5) 支払い方法

毎月15日頃までに前月分の請求書をお渡しします。次の方法で月内にお支払いください。

- ①郵便局口座(20日)、銀行口座(27日)からの口座振替
- ②現金による支払い

6、サービスの利用にあたっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、病状の変化、かかりつけ医及び服薬内容の変更等があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず職員に声をかけてください。
- ③事業所内での金品及び食物のやりとりはご遠慮下さい。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑤送迎時間については別途送迎時刻表をお渡しします。渋滞等により多少時間が前後することがありますがご了承ください。また、送迎時刻は随時変更がありますので配布する送迎時刻表をご確認ください。
- ⑥毎回血圧、脈拍等の測定を致しますが、体調の思わしくない時は速やかにお申し出下さい。体調確認後、サービス利用が困難と判断した場合は、サービスの中止あるいは変更をして頂く場合があります。
- ⑦健康上の理由等で、サービス提供途中で利用中止となった場合には、所定の料金をいただきます。
- ⑧サービスご利用時間、利用曜日等の変更は、担当の介護支援専門員とご相談の上、ご連絡ください。
- ⑨事業所内では禁煙、禁酒にご協力ください。

7、サービスの終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- ①利用者が病院や介護保険施設に入院入所して在宅に戻る予定のない場合
- ②利用者が死亡した場合
- ③本契約が解約又は解除された場合

8、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、防災計画を作成します。防災計画に基づき、年2回以上の消火、避難その他訓練等（利用者及び職員が参加）を実施します。

9、緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じ、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

10、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1、守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

1 2、身体拘束の適正化

利用者の身体拘束の適正化のために身体拘束適正化委員会を設置し、担当者を配置し定期的
に開催し、その結果について職員への周知のほか、指針の整備、研修を実施します。

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、
緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な
説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに
緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ
事が考えられる場合
- (2) 非代理性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事
ができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ち
に身体拘束を解く

1 3、高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その
結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、該当事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）
による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しま
す。

1 4、感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行ない、感染症の予防に努めます。感染症
の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について職員へ周知し
ます。ほか、指針の整備、研修及び訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、BCP（業務継続計画）に基づいて対応します。

1 5、サービス内容に関する相談苦情

①当センターの相談・苦情担当

サービスに関するご相談・苦情を承ります。

担当：田口 友彦

電話番号：03-3939-0291

②第三者委員

翠生会評議員：牧 詔市 電話番号：03-3939-1521
翠生会評議員：加藤 あけみ 電話番号：03-3930-9584

③板橋区の相談・苦情窓口

板橋区介護保険苦情相談室
電話番号：03-3579-2079

④東京都の相談・苦情窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電話番号：03-6238-0177

17、損害賠償について

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められ場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

18、福祉サービス 第三者による評価の実施

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉第三者評価です。

評価の結果は、介護サービス情報公表システムのホームページにて確認できます。

第三者による評価の実施	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり	結果の開示	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

通所介護・第1号通所事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 東京都板橋区成増4-33-1
名称 音羽台高齢者在宅サービスセンター
(指定番号1371901560)

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護・第1号通所事業について重要事項説明を受け、同意し交付を受けました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人>

住所

氏名 印(続柄)

介護現場におけるハラスメントの定義

1、身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

- 例： コップをなげつける たたかれる 唾を吐く
 蹴られる 手をひっかく、つねる 服を引きちぎられる
 手を払いのけられる 首を絞める

2、精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- 例： 大声を発する
 サービスの状況をのぞき見する
 怒鳴る
 気に入っているホームヘルパー以外に批判的な言動をする
 威圧的な態度で文句を言い続ける
 刃物を胸元からちらつかせる
 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 利用者の夫が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する
 家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
 訪問時不在の事が多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪して正座するよう強く求める
 「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
 利用料金の支払いを求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた
 利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
 特定の訪問介護員にいやがらせをする

3、セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- 例： 必要もなく手や腕をさわる 卑猥な言動を繰り返す
 抱きしめる 女性のヌード写真をみせる
 入浴介助中、あからさまに性的な話をする
 サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
 活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる